

## ノートルダム清心女子大学 安全保障輸出管理細則

(趣旨)

第1条 この細則は、ノートルダム清心女子大学安全保障輸出管理規則(以下「規則」という。)  
第25条の規定に基づき、ノートルダム清心女子大学(以下「本学」という。)における安全保障  
輸出管理(以下「輸出管理」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則で使用する用語の意義は、規則第2条を準用する。

(誓約書等)

- 第3条 新規に本学との間で、雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、当該契約  
に基づき本学の指揮命令に服する者、又は学生、研究生等として研究に携わる者を受け入れる  
場合、輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)は別紙様式第1号の誓約書その他これに  
代わる文書(以下「誓約書等」という。)の提出を求め、速やかに取得しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、取引を所管する部署は、外為法等への違反を未然に防止するため必  
要があると認めるときは、取引の相手方との契約書その他これに代わる文書(以下「契約書等」  
という。)において必要な条文等を設けるよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、外為法等において管理される技術が提供されることが全く想定さ  
れない者については、誓約書等の提出を不要とすることができる。

(特定類型該当性の確認)

- 第4条 新規に本学との間で、雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、当該契約  
に基づき本学の指揮命令に服する者、又は学生、研究生等として研究に携わる者を受け入れる  
場合、管理責任者は、別紙様式第2号に定める特定類型該当性にかかる確認書その他これに代  
わる文書(以下「確認書等」という。)の提出を求め、速やかに取得し、特定類型該当性の確認  
を行わなければならない。なお、確認書等の提出を拒否した者については、特定類型該当者と  
みなし取り扱うものとする。
- 2 既に本学と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し、当該契約に基づき本学の指  
揮命令に服する者、又は学生、研究生等として研究に携わっている者は、以下に定める場合  
において、確認書等を管理責任者まで提出しなければならない。
- (1) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国政  
府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国政党その他の政治団体  
(以下「外国政府等」という。)との間で新たに雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を  
締結することとなった時点
- (2) 外国法人等又は外国政府等から新たに金銭その他の利益を得ることとなった時点
- 3 前2項の規定にかかわらず、外為法等において管理される技術が提供されることが全く想定さ  
れない者については、確認書等の提出による類型該当性確認の手続きを不要とすることができ  
る。

- 4 管理責任者は特定類型該当性情報について一元的に把握・管理し、第5条以降に定める必要手続きについて教職員等に指導しなければならない。

(事前確認)

第5条 教職員等は、規則第9条の規定により事前確認を行う場合は、別紙様式第3号に定める事前確認シートにより、管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員等は、次の各号に掲げる取引を行おうとするときは、事前確認シートの作成及び提出を要さない。

- (1) 公知(不特定多数の者が知り、又は知りえる状況にあることをいう。以下同じ。)の技術を提供する場合又は技術を公知とするために当該技術を提供しようとする場合
- (2) 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供しようとする場合
- (3) 自己使用の目的で技術情報を含む特定記録媒体等を携行しようとする場合
- (4) 技術の提供にあたり、あらかじめ事前確認等の手続を完了した場合であって、同一の技術を同一の相手方に提供する取引を行おうとする場合(リスト規制技術等に改正があった場合を除く。)
- (5) 自己使用の目的で市販のパーソナルコンピュータ又は携帯電話を携行しようとする場合
- (6) 関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1類から第24類まで、第41類から第53類まで、第60類から第62類まで、第64類から第67類まで、第94類、第96類及び第97類に定める貨物を輸出し、又はその設計、製造若しくは使用に関する技術を提供しようとする場合

- 3 管理責任者は、事前確認シートを受理したときは、当該取引を可とする旨又は当該取引に当たり審査票の起票を要する旨の判定をし、当該教職員等に結果を伝達するものとする。

(取引審査)

第6条 教職員等は、前条の事前確認により審査票の起票を要すると判定された取引を行おうとするとき、又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするとき別紙様式第4号の審査票を作成し、別紙様式第5号の該非判定票、別紙様式第6号の「用途」チェックシート、別紙様式第7号の「明らかガイドラインシート」及び別紙様式第8号の「需要者」チェックシートを添付して、管理責任者に提出するものとする。

- 2 管理責任者は、教職員等から提出のあった審査票を受理したときは、輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)とともに取引審査の判定を行い、その結果を輸出管理委員会へ提案するものとする。
- 3 輸出管理委員会は、管理責任者及び統括責任者からの提案について審議し、取引を行うか否かの決定を行い、その結果を教職員等に通知するものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第7条 教職員等は、取引審査の判定により経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書又は輸出許可申請書を作成の上、輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者に送付しなければならない。

- 2 輸出管理統括責任者は、前項の規定により教職員等から役務取引許可申請書又は輸出許可申請書の送付があったときは、記載内容を確認し、必要に応じ当該教職員等に対し修正等を求めるものとする。
- 3 教職員等は、前項の規定により修正等の求めがあったときは、内容を確認の上、速やかに必要な修正等を行うものとする。

(文書等の保管)

第8条 規則第17条に定める輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録(以下「文書等」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取引に当たり相手方から入手した文書等(誓約書等及び確認書等を含む。)
  - (2) 取引に当たり相手方と取り交わした契約書等
  - (3) 事前確認シート(別紙様式第3号)
  - (4) 審査票(別紙様式第4号)
  - (5) 該非判定書(別紙様式第5号)
  - (6) 「用途」チェックシート(別紙様式第6号)
  - (7) 明らかガイドラインシート(別紙様式第7号)
  - (8) 「需要者」チェックシート(別紙様式第8号)
  - (9) 役務取引許可証又は輸出許可証及びこれらの取得のために経済産業省等に提出した役務取引許可申請書又は輸出許可申請書
  - (10) その他輸出管理のために作成した文書等
- 2 前項第2号から第9号までの文書等には、添付した関係書類を含むものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この細則は、2023年2月1日から施行する。

## 誓約書

ノートルダム清心女子大学 学長 殿

所属： \_\_\_\_\_

氏名（自著）： \_\_\_\_\_

貴学への入学（採用）等に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 在学（在職）中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び貴学の定める内部規則等に従い所定の手続を行います。
  - 一 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合
  - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学（在職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

「特定類型」については、[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/minashi/jp\\_daigaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf) の4頁を参照してください。



## 参考資料：特定類型

「特定類型」とは、以下の①から③のような類型をいいます。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
  - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
  - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

様式第 2 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の  
遵守のための特定類型該当性に関する確認書

ノートルダム清心女子大学 学長 殿

年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 (自著) \_\_\_\_\_

私は、貴大学が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。)の 1 (3) サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の 1 (3) サ①又は②に該当するか否かについては、以下のとおりです。

記

私は、

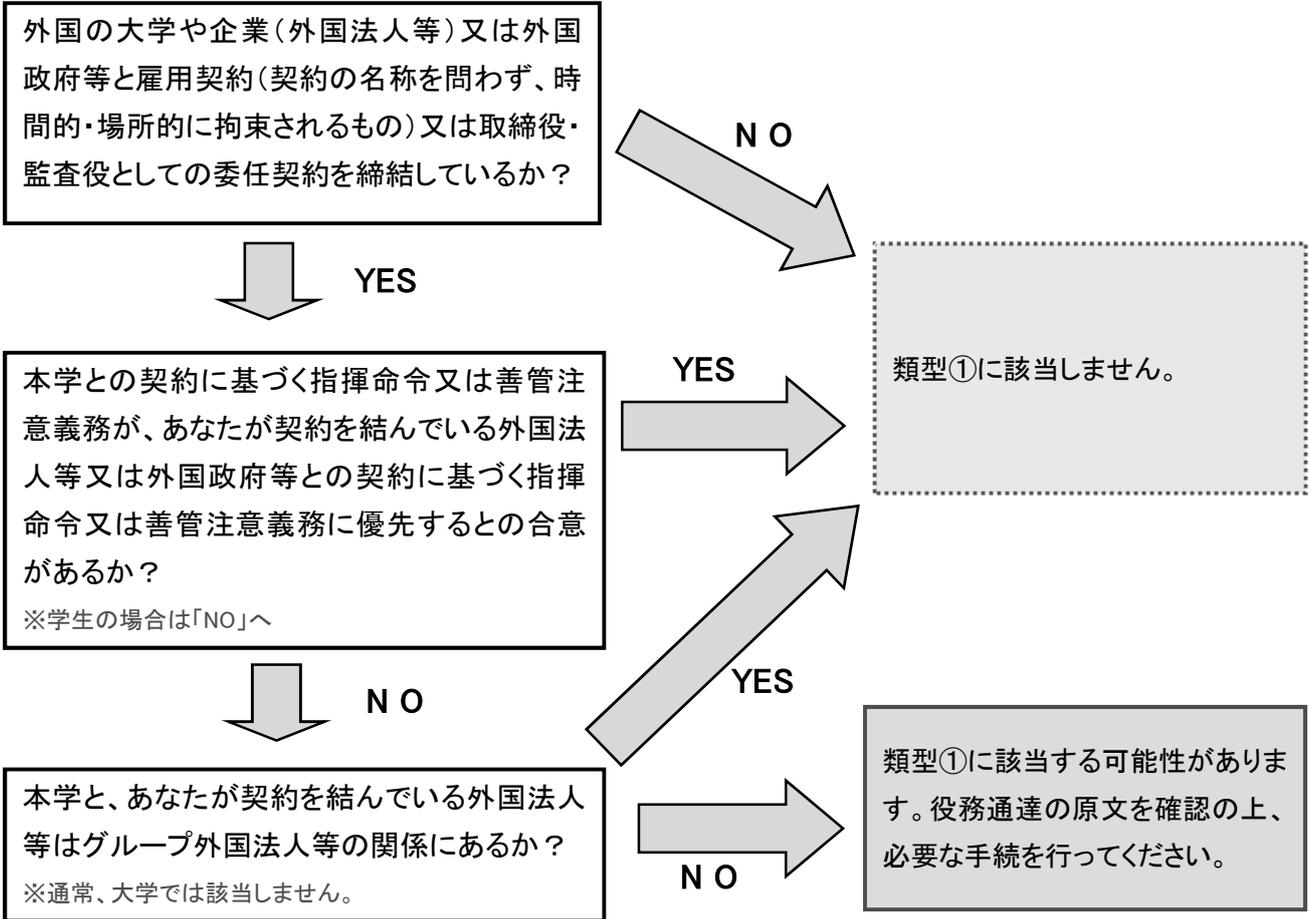
- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体 (以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体 (以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者 (次に掲げる場合を除く。)
  - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
  - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等 (当該本邦法人の議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益 (金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

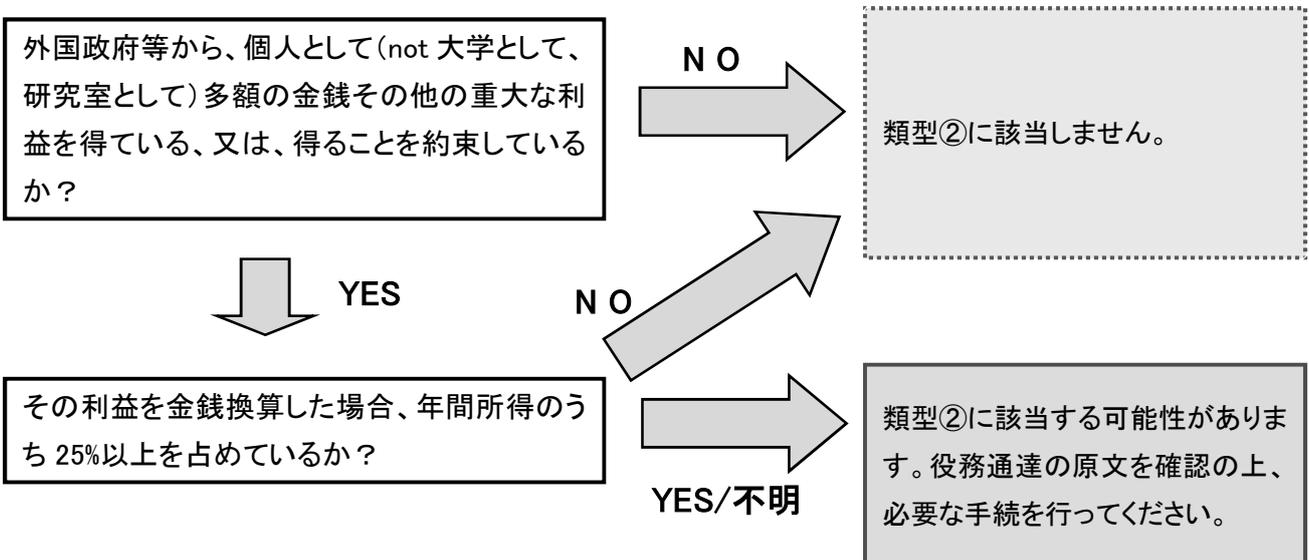
以上

# 参考資料: 特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

## ■ 特定類型①: 外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合



## ■ 特定類型②: 外国政府等から経済的利益を受けている場合





## 様式第3号-1

### 4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について輸出管理責任者に相談してください。

### 5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術の一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

### 6. 自己判定

(a)	<技術の提供場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-----	--	---

◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを輸出管理責任者に提出し、チェックを受けてください。輸出管理責任者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に4. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、輸出管理責任者における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

# 様式第3号-1

(b)	3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。(※)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(c)	「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」 ([http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)) を参照して下さい。

- ◆設問は以上です。記入漏れがないか、内容に誤りがないか確認し、本シートを輸出管理責任者へ提出してください。
- ◆設問6の(b)と(c)のいずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。本シートの審査結果通知と共に審査票作成の指示がありますので、事前準備をお願いします。
- ◆設問6の(b)と(c)の両方とも「はい」の場合であっても、輸出管理責任者でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。

-----

以下申請者は記入不要

<p>上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可                      <input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する</p>	<p>(担当者確認欄)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">輸出管理責任者</th> <th style="width: 50%;">事務局担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span></td> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">所属： 氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span></td> </tr> </tbody> </table>	輸出管理責任者	事務局担当者	氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>	所属： 氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>
輸出管理責任者	事務局担当者				
氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>	所属： 氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>				

様式第3号-1

【別表】大学・研究機関において慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連
	プラズマ学	核融合学関連
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連
	流体工学、熱工学	流体工学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連
		ロボティクスおよび知能機械システム関連
	電気電子工学	電力工学関連
		通信工学関連
		計測工学関連
		制御およびシステム工学関連 電気電子材料工学関連 電子デバイスおよび電子機器関連
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連 船舶海洋工学関連
	D	材料工学
無機材料および物性関連		
構造材料および機能材料関連		
材料加工および組織制御関連		
ナノマイクロ科学		ナノ構造化学関連
		ナノ構造物理関連
		ナノ材料科学関連
		ナノバイオサイエンス関連
		ナノマイクロシステム関連
応用物理物性		応用物理一般関連
原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	

大区分	中区分	小区分
E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連
		機能物性化学関連
	有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連
		有機合成化学関連
	無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連
		分析化学関連
グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連		
高分子、有機材料	高分子化学関連	
	高分子材料関連	
	有機機能材料関連	
無機材料化学、エネルギー関連化学	エネルギー関連化学	
生体分子化学	生体関連化学	
G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連
		構造生物化学関連
		機能生物化学関連
		生物物理学関連
細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連	
	発生生物学関連	
H	病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連 免疫学関連
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連
		ソフトウェア関連
		情報ネットワーク関連
		情報セキュリティ関連
		高性能計算関連
K	環境解析評価	放射線影響関連
		化学物質影響関連

※上記表における研究分野の分類は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し便宜的に作成したものです。

※上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したのですが、この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。

※本表は、今後も随時の見直しを行なっていく予定です。



## 様式第3号-2

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について輸出管理責任者に相談してください。

#### 4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

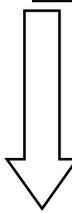
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、輸出管理責任者に相談してください。

様式第3号-2

5. 自己判定

(a)	「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	□はい □いいえ
-----	---	----------



- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを輸出管理責任者に提出し、チェックを受けてください。輸出管理責任者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、輸出管理責任者における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

(b)	2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】大学・研究機関において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するものがない。	□はい □いいえ
(c)	「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	□はい □いいえ

- ◆設問は以上です。記入漏れがないか、内容に誤りがないか確認し、本シートを輸出管理責任者へ提出してください。
- ◆設問5の（b）と（c）のいずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。本シートの審査結果通知と共に審査票作成の指示がありますので、事前準備をお願いします。
- ◆設問5の（b）と（c）の両方とも「はい」の場合であっても、輸出管理責任者でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。

以下申請者は記入不要

<p>上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可      <input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する</p>	<p style="text-align: center;">(担当者確認欄)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">輸出管理責任者</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務局担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span></td> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">所属： 氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span></td> </tr> </tbody> </table>	輸出管理責任者	事務局担当者	氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>	所属： 氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>
輸出管理責任者	事務局担当者				
氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>	所属： 氏名： <span style="float: right;">Ⓜ</span>				

様式第3号-2

【別表】大学・研究機関において慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連
	プラズマ学	核融合学関連
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連
	流体工学、熱工学	流体工学関連
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連
		ロボティクスおよび知能機械システム関連
	電気電子工学	電力工学関連
		通信工学関連
		計測工学関連
		制御およびシステム工学関連
		電気電子材料工学関連 電子デバイスおよび電子機器関連
	航空宇宙工学、船舶海洋工学	航空宇宙工学関連
船舶海洋工学関連		
D	材料工学	金属材料物性関連
		無機材料および物性関連
		構造材料および機能材料関連
		材料加工および組織制御関連
	ナノマイクロ科学	ナノ構造化学関連
		ナノ構造物理関連
		ナノ材料科学関連 ナノバイオサイエンス関連 ナノマイクロシステム関連
応用物理物性	応用物理一般関連	
原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連	

大区分	中区分	小区分
E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連
		機能物性化学関連
	有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連
		有機合成化学関連
	無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連
		分析化学関連 グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連
	高分子、有機材料	高分子化学関連
高分子材料関連		
有機機能材料関連		
無機材料化学、エネルギー関連化学	エネルギー関連化学	
生体分子化学	生体関連化学	
G	分子レベルから細胞レベルの生物学	分子生物学関連
		構造生物化学関連
		機能生物化学関連
		生物物理学関連
	細胞レベルから個体レベルの生物学	細胞生物学関連
発生生物学関連		
H	病理病態学、感染免疫学	ウイルス学関連 免疫学関連
J	情報科学、情報工学	計算機システム関連
		ソフトウェア関連
		情報ネットワーク関連
		情報セキュリティ関連
		高性能計算関連
K	環境解析評価	放射線影響関連
		化学物質影響関連

※上記表における研究分野の分類は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し便宜的に作成したものです。

※上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したものです。この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。

※本表は、今後も随時の見直しを行なっていく予定です。

**特定類型該当者（学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外）**

**受入れの事前確認シート**

申請年月日： 年 月 日  
 申請者： 氏名 所属・職名  
 連絡先： 内線 E-mail

※外国人以外の学生、研究者・教員、訪問者等で特定類型に該当する者の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。特定類型については、[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/minashi/jp\\_daigaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf) の4頁を参照してください。

学部学生は、原則このシートの作成・提出は不要です。ただし、研究室において学部生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

※経済産業大臣への許可申請が必要となった場合、90日程度の期間が必要となります。可能な限り早く、輸出管理責任者に提出してください。

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 留学生〔 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生 <input type="checkbox"/> その他( )〕 <input type="checkbox"/> 研究者・教員〔 <input type="checkbox"/> 雇用関係あり(職名: ) <input type="checkbox"/> その他( )〕 <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> その他( )
氏名	
出身組織	
類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 類型該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

- ※ 同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。
- ※ 「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。
- ※ 「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

研究科・学科・研究室	
指導教員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

- ※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。
- ※ 「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【別表】大学・研究機関において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。
- ※ 「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

### 様式第3号-3

#### 3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が海外の政府機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者が将来、海外の軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。
---

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について輸出管理責任者に相談してください。

#### 4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供する場合のほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

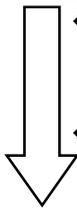
上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。
--

※疑義等がある場合は、輸出管理責任者に相談してください。

様式第3号-3

5. 自己判定

(a)	「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
-----	---	--



- ◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを輸出管理責任者に提出し、チェックを受けてください。輸出管理責任者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。
- ◆また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に3. のチェック欄に「はい」がある（懸念情報がある）場合には、輸出管理責任者における、問合せ等を含む慎重な審査の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もありますので、注意して下さい。

(b)	2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【別表】大学・研究機関において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するものがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(c)	「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

- ◆設問は以上です。記入漏れがないか、内容に誤りがないか確認し、本シートを輸出管理責任者へ提出してください。
- ◆設問5の（b）と（c）のいずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。本シートの審査結果通知と共に審査票作成の指示がありますので、事前準備をお願いします。
- ◆設問5の（b）と（c）の両方とも「はい」の場合であっても、輸出管理責任者でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。

-----

以下申請者は記入不要

<p>上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可            <input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する</p>	<p style="text-align: center;">(担当者確認欄)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">輸出管理責任者</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務局担当者</th> </tr> <tr> <td style="height: 50px; vertical-align: top;">           氏名： _____ (印)         </td> <td style="vertical-align: top;">           所属： _____            氏名： _____ (印)         </td> </tr> </table>	輸出管理責任者	事務局担当者	氏名： _____ (印)	所属： _____ 氏名： _____ (印)
輸出管理責任者	事務局担当者				
氏名： _____ (印)	所属： _____ 氏名： _____ (印)				

様式第3号-3

【別表】大学・研究機関において慎重な審査が必要となる研究分野一覧

大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分		
B	物性物理学	磁性、超伝導および強相関系関連	E	物理化学、機能物性化学	基礎物理化学関連		
	プラズマ学	核融合学関連			機能物性化学関連		
	素粒子、原子核、宇宙物理学	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論 素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験	有機化学	構造有機化学および物理有機化学関連 有機合成化学関連			
C	材料力学、生産工学、設計工学	材料力学および機械材料関連	無機・錯体化学、分析化学	無機・錯体化学関連 分析化学関連 グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連	無機・錯体化学関連 分析化学関連 グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連		
	流体工学、熱工学	流体工学関連					
	機械力学、ロボティクス	機械力学およびメカトロニクス関連 ロボティクスおよび知能機械システム関連					
		電気電子工学	電力工学関連 通信工学関連 計測工学関連 制御およびシステム工学関連 電気電子材料工学関連 電子デバイスおよび電子機器関連				
	航空宇宙工学、船舶海洋工学		航空宇宙工学関連 船舶海洋工学関連				
			D	材料工学	金属材料物性関連 無機材料および物性関連 構造材料および機能材料関連 材料加工および組織制御関連	G	分子レベルから細胞レベルの生物学
	ナノマイクロ科学				ナノ構造化学関連 ナノ構造物理関連 ナノ材料科学関連 ナノバイオサイエンス関連 ナノマイクロシステム関連		
		応用物理物性			応用物理一般関連	H	病理病態学、感染免疫学
	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学	原子力工学関連			J	情報科学、情報工学	計算機システム関連 ソフトウェア関連 情報ネットワーク関連 情報セキュリティ関連 高性能計算関連
			K	環境解析評価	放射線影響関連 化学物質影響関連		

※上記表における研究分野の分類は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を、「科学研究費助成事業 審査区分表」を参照し便宜的に作成したものです。

※上記表は、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野の一例を示したのですが、この表に記載されていない研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当する場合があります。また、記載されている研究分野における研究であっても、リスト規制対象品目に該当しない場合もあります。

※本表は、今後も随時の見直しを行なっていく予定です。

審査票 (技術の提供・貨物の輸出用)

作成年月日: 年 月 日

申請者	所属・職:	内線	
	氏名:	Ⓔ	Email

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名 (内容)		
技術・貨物の名称		(金額):
該非判定 (1~15項)	<技術> 外為令別表:	項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外
	<貨物> 輸出令別表第1:	項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外
上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。		
仕向地 (国名)		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
契約先	名称 (英字)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載 ( ) 及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 ( <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ ) 該当性の根拠 [ ]
需要者 又は 利用者	名称 (英字)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載 ( ) 及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 ( <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ ) 該当性の根拠 [ ]
用途	内容 ( )	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他
	資料: <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、		
①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
② (①が「はい」の場合、) 「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
取引経路	→	→
契約予定	年 月 日	取引予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

以下申請者は記入不要

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例 (少額、その他)
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談		<input type="checkbox"/> 不承認	
取引承認条件				
上記判定理由				

上記のとおり判定します。

総括管理責任者	管理責任者	事務局担当者
氏名 Ⓔ	氏名 Ⓔ	所属 氏名 Ⓔ

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）

作成年月日： 年 月 日

申請者	所属・職：	内線	
	氏名：	Ⓜ	Email

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 該当性の根拠〔 〕
教育・提供予定技術の該非判定 (1~15項)	外為令別表： 項 号（貨物等省令： 条 項 号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の 予定/希望勤務先 (知っている場合は記入)	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 〔留学生等の場合、卒業後の 予定/希望進路での用途〕 (知っている場合は記入)	内容（ ） <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他	
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、輸出令別表第3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ③(②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定/希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ②(①が「はい」の場合、) 「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定/希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

以下申請者は記入不要

2. 総合受入判定結果 (判定年月日： 年 月 日)

受入審査判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 特例（公知・基礎科学、その他）
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談 <input type="checkbox"/> 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

上記のとおり判定します。

総括管理責任者	管理責任者	事務局担当者
氏名 Ⓜ	氏名 Ⓜ	所属 氏名 Ⓜ

## 該非判定票

作成日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 作成責任者： 氏名 \_\_\_\_\_ 所属・職名 \_\_\_\_\_  
 連絡先： 内線 \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
「該当する」欄が 1か所以上ある		すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）  
 又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		

技術／貨物の該非判定結果    該当    非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・ 外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・ 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・ 技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例) 「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様(性能)の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様(性能)との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様(性能)
項番	項目	項番	項目		
第4項  (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条  第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,000～2,500 度の温度範囲</li> <li>・ 15,000～20,000 パスカルの絶対圧力</li> </ul> <p>以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。</p> <p>したがって、該当。</p>

技術／貨物の該非判定結果 ■ 該当 □ 非該当

様式第6号

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

	核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
別表	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明かなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

- (※)別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品  
 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾  
 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾  
 二 産業用の発破器  
 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

## 明らかなガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ